
プロジェクト 開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルの開示のレビュー
項目 第 469 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、公開草案「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」に対するコメント・レター文案に関して、第 469 回企業会計基準委員会（2021 年 12 月 3 日開催）において聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

IASB 公開草案「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」へのコメント・レター文案に関して聞かれた意見

(ガイダンス案について)

2. コメント・レター文案の総論第 6 項には、「チェックリストの順守から判断の適用に焦点を移動させるためには、監査やエンフォースメントにおいても、チェックリストに基づく対応から判断の適用に基づく対応への転換を行うべき」と記載されているが、監査はチェックリストに基づく対応ではなく判断に基づいて行っており、実態と異なる記載になっている。

(対応案)

当該箇所については、会計基準だけでなく、監査やエンフォースメントも含めた関係者全体が判断の適用に同意し、運用していかないとうまくいかないという点を示すことを目的としているため、その点が伝わるように記載を修正している。審議事項(2)-2 のコメント・レター文案の総論第 6 項ご参照。

3. コメント・レター文案の総論における「利用者の情報ニーズと開示目的の関係」に関して、一般目的の財務諸表の注記については、会計基準設定主体が、開示目的を達成するために必要な開示項目を規定しておかないと、必要な情報が開示されない恐れが出てくると思われる。

(対応案)

審議事項(2)-2 のコメント・レター総論第 8 項において、IASB がどのようにして利用者のニーズがある情報から一般目的財務諸表に含めるべき情報を選別するかについてのガイダンスを開発しなければ、本プロジェクトが解決すべき問題は解決されない旨を記載している。

4. 企業が考える情報の重要性和、財務諸表利用者が考える情報の重要性が異なるケースもあることから、一部の情報については、開示の判断を企業に委ねてしまうとガイダンス案が機能しなくなってしまう可能性があるかと懸念している。

(対応案)

以下の旨の記載を追記する。

- 情報ニーズや重要性に関する判断は作成者と利用者で異なる可能性があることから、関係者に説明可能な形で作成者が判断を行使することは実務上困難なことが多い。
- IASB が監査人や規制当局とも協働し、関係者の間で情報ニーズや重要性に関する見解は様々であるということを理解しつつ、足並みを揃えて判断の適用に基づく対応への転換を行うべきである。

審議事項(2)-2 のコメント・レター文案の総論第 5 項及び第 6 項ご参照。

(個別基準の修正案について)

5. ガイダンス案自体は基本的に良いと思うが、個別基準の修正案が本当にガイダンス案に沿っているものかという点に懸念がある。

(対応案)

審議事項(2)-2 のコメント・レター総論第 17 項において以下の点を記載している。

- 個別基準の修正案で示されている具体的な開示目的がなぜ抽出されたのかが不明瞭である。
- ガイダンス案において、利用者のニーズがある様々な情報から一般目的財務諸表に含めるべき情報を選別するためのガイダンスを開発した上で、個別基準において、当該ガイダンスに照らして具体的な開示目的を規定すべきである。

以 上